

# 志布志市教育委員会外部評価委員会 点検・評価報告書



小規模特認校通学委託事業



スポーツ鬼ごっこ



タブレット端末を活用した授業



福山氏庭園主屋修復

令和4年8月

志布志市教育委員会

# 目次

	ページ 番 号
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針・・・・・・・・	2
3 志布志市教育委員会委員活動状況・・・・・・・・	4
4 反省及び評価点・・・・・・・・	7
5 令和3年度教育委員会委員名簿・・・・・・・・	8
6 各課主要事業の説明及び外部評価・・・・・・・・	9
① 小規模校入学特別認可制度通学委託事業・・・・・・・・	10
② 小・中学校特別教室等空調機整備事業・・・・・・・・	12
③ 学力向上推進事業・・・・・・・・	14
④ 生徒指導推進事業・・・・・・・・	16
⑤ 総合型地域スポーツクラブ推進事業・・・・・・・・	18
⑥ 志布志麓庭園整備事業・・・・・・・・	20
7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程・・・・・・・・	22
8 志布志市教育委員会外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・	23

## 1 はじめに

今から約1,350年の昔、大隅の地、高浜の庄に住む人々の志の厚さに感動された天智天皇が命名したといわれる「志布志市」。海あくまで青く、山野には緑したり、健やかな市民の声が木霊（こだま）するまちとして、「志を高める教育」の推進を目指しております。また、市内各学校において、「知・徳・体・食」のバランスのとれた児童・生徒の育成のための新たな教育を推進しております。

令和2年度から第2次志布志市教育振興基本計画に基づき、本市教育行政の推進を図っており、基本目標である「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、様々な施策を講じております。

また、「きらり輝く三つのおしえ」として、煮しめ（個性の伸長）・つけあげ（確かな変容）・にぎりめし（感謝の心）を基本理念に、学校・家庭・地域がしっかりと連携しながら、磨けば光る宝石の原石である子どもたちが「きらり輝く」ための教育を推進しております。

令和3年度の本市の教育活動は、学校をはじめ家庭や地域の確かな教育力を基礎として、令和2年に策定しました第2次志布志市教育振興基本計画に基づき展開されました。皆様の御支援・御協力と市当局の財政援助等に深く感謝申し上げます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育行政事務に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果について報告書を議会に提出し、公表することが義務付けられております。教育委員会では、これまで以上に効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、教育委員会の主たる事務事業の点検・評価を行い、ここに報告書として作成いたしました。御高覧の上、教育委員会の事務事業等に御理解を賜り、御指導くださいますようお願いいたします。

令和4年8月  
志布志市教育委員会

## 2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針

### 1 概要

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが規定された。

志布志市教育委員会としても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、平成20年度から外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検・評価を行うものである。

(参考)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成20年4月1日施行）

### 2 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 志布志市が行う行政評価システムとの整合性があること。
- (2) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とすること。
- (3) 評価の客観性及び透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- (4) 評価の対象・方法は、毎年度見直しを行うこと。

### 3 点検・評価の対象

#### (1) 教育委員の活動状況

- ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
- ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

#### (2) 教育委員会の所管する事務事業

志布志市振興計画に掲げられた施策及び事務事業のうち、教育委員会が所管する事務事業とし、志布志市行政評価で実施した自己評価の中から教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

### 4 点検・評価の時期

翌年度事業に、点検・評価の結果を活用するために、翌年度予算編成前の毎年10月までに行う。

## 5 点検・評価の手順

教育委員及び教育委員会事務局による自己評価



外部評価委員による評価



報告書の作成



教育委員会で報告書の決定



議会への提出及び市民への公表

### 3 志布志市教育委員会委員活動状況

#### 1 教育委員の状況

(1) 令和3年4月1日現在の委員数 4人（男性2人、女性2人）

#### 2 教育委員会会議の開催回数 ※（ ）内は、前年度の回数

(1) 令和3年度の回数 定例会 12回（12回）

臨時会 2回（1回）

(2) 定例及び臨時教育委員会での議案件数 18件（14件）

教育長に委任された専決事項等の報告数 49件（62件）

(3) 議事録の作成方法 要点の筆記 録音して取りまとめ

(4) 定例及び臨時教育委員会における主な審議内容

期 日	審 議 内 容
4月21日 (水) 定例会	専決の報告4件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催 議案1件可決：文化財市指定
5月25日 (火) 定例会	専決の報告4件：就学すべき学校の指定、行事の後援 議案2件可決：市奨学生選考委員会委員の委嘱、市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱
6月23日 (水) 定例会	専決の報告1件：就学すべき学校の指定 臨時代理の報告1件：補正予算（2号） 議案3件可決：奨学生の決定、麓庭園活用検討委員会設置規程制定、市誌編さん委員会等設置規程制定
7月2日 (金) 臨時会	議案1件可決：市立山重幼稚園の廃止
7月27日 (火) 定例会	専決の報告5件：行事の後援 臨時代理の報告2件：市立学校条例の一部改正条例、補正予算（4号） 議案1件可決：山重幼稚園跡地における放課後児童クラブ委託先選考委員会設置規程制定
8月19日 (木) 定例会	専決の報告4件：就学すべき学校の指定、中学校教科用図書の採択、行事の後援 議案1件可決：市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告
9月22日 (水) 定例会	専決の報告2件：就学すべき学校の指定、行事の共催 臨時代理の報告1件：補正予算（6号） 議案2件可決：市教育委員会の行政組織等に関する規則等一部改正、市立学校職員衛生管理規程及び志布志市立学校事務処理規程一部改正
10月21日 (木) 定例会	専決の報告3件：就学すべき学校の指定、行事の後援・共催

11月25日 (木) 定例会	専決の報告 3 件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 臨時代理の報告 1 件：補正予算（9号）
12月21日 (火) 定例会	専決の報告 5 件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援
1月20日 (木) 定例会	専決の報告 2 件：就学すべき学校の指定、区域外就学 議案 1 件可決：市立学校財務事務取扱規程一部改正
2月18日 (金) 定例会	専決の報告 4 件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 議案 1 件可決：教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程一部改正
3月 6 日 (日) 臨時会	議案 1 件可決：教職員人事案件
3月18日 (金) 定例会	専決の報告 3 件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 臨時代理の報告 4 件：補正予算（第12号）、令和 4 年度当初予算、押印の 見直しに伴う関係条例の整備条例、内之倉農村広場条例の一部改正条例 議案 4 件可決：市教育行政の重点施策、押印の見直しに伴う関係教育委員 会規則の整備に関する規則制定、生涯学習まちづくり出前講座実施規程及 び志布志市社会教育関係団体の登録に関する規程一部改正、スクーリン グ・サポート事業実施規程一部改正

(5) 会議運営上の主な工夫

「報告・議案」とは別に、その他の報告を加え、いじめ・不登校等のほか、今年度からは、各学校が取り組んでいるホットな話題や学校での微笑ましい光景など子どもたちの姿が見える報告として「志の姿・ホットな話題」を追加した。また、その時々にあった話題について討議した。

(6) 委員から出された動議について 該当なし

3 教育委員の研修会

8月2日（月） 市町村教育委員研修会（鹿児島市）

4 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

- (1) 学校訪問 小学校：3校 中学校：1校
- (2) 入学式 小学校：5校 中学校：5校
- (3) 卒業式 小学校：5校 中学校：5校
- (4) 運動会・体育大会 小学校：15校 中学校：5校
- (5) その他 転入教職員宣誓式、市青少年音楽祭、青少年研修実行委員会等

## 5 学校運営報告会

- (1) 期日及び場所 2月2日(水) 市文化会館会議室
- (2) 出席者 教育委員、教育長、学校教育課長、学校教育課指導主事、教頭
- (3) 内容

今年度の学校経営の成果と課題を踏まえ、次年度の学校経営の充実を図るために実施した。教育委員から各学校への質問、中学校区ごとの課題に対して取り組むべき内容について指導が行われた。

## 6 総合教育会議

- (1) 期日及び場所 5月19日(水) 庁議室
- (2) 出席者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課2人、教育委員会8人
- (3) 報告協議

- ア 小中一貫校の在り方について
- イ 特認校の検証について
- ウ 学校規模の現状について
- エ 総合教育会議設置要領の改正について



## 4 反省及び評価点

令和2年度から第2次志布志市教育振興基本計画に基づき、本市教育行政の推進を図っており、基本目標である「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、様々な施策を講じているところである。

この第2次志布志市教育振興基本計画は、令和元年度までの5年間における教育施策の検証と成果・課題に基づき作成されており、私たち教育委員自身が学校訪問や地域との交流活動を通して、今後も現状の把握に努める必要がある。

学校教育においては、豊かな心の育成、健やかな体の育成、確かな学力の定着を目指し、夢や目標、あこがれをもって努力（学習）する児童生徒を育成する教育活動が展開されているか、教育委員会と連携した学校訪問や学校を参観するあらゆる機会を通して助言している。定例教育委員会での報告を基に、問題行動やいじめ、不登校等の現状把握に努めているが、今後も解決へ向け連携を図っていく必要がある。諸学力検査等の結果についても、各校の状況を見極め、第2次志布志市教育振興基本計画にある数値目標が達成されるか確認していくとともに、鹿児島大学等との連携の在り方や志学教室の出席率向上につながる取組について検討していきたい。

教育の原点である家庭での教育力を高めるため、講座や講演会の開催、志アップ子育て手帳による啓発活動や家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、小中学校においての家庭教育学級などの社会教育活動に対し、私たち教育委員も常に関心を持ちながら取り組んでいるところである。新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習事業や生涯スポーツ事業等の様々なイベントが中止となったが、昨今の行動規制や社会経済活動の緩和に伴い、徐々に事業開催が可能となってきている。今後は、既存事業の充実及び新規事業の可能性を考慮しながら生涯学習事業の推進に努める必要がある。

市内の学校に国が示す適正規模校はなく、小規模・過小規模校のみであることから、小規模校等の教育の充実を図っていく中で、学校の在り方について検討していく必要がある。また、「小規模校入学特別認可制度」についても、スクールタクシーによる通学については、その必要性や保護者負担を求めていることなどに対して、否定的な意見が多くあることから、保護者負担の平準化を図り、持続可能な制度とするため、スクールタクシーの運用の在り方について見直す必要がある。

令和4年度から始まる第2次志布志市総合振興計画（後期）においても、市長部局と十分な意思疎通を図りながら、本市の教育課題を共有し、より一層市民の意思を反映した教育行政を推進していきたい。

※ 外部評価（外部評価委員の意見）

教育委員自身が学校訪問や地域との交流を通して、現状把握に努めるとあるが、このコロナ禍においても学校訪問を行うなど、積極的に実態を把握することは、非常に大切であるので、教育行政に取り組む姿勢を評価したい。

また、小中一貫型の学校の良い点を分析し、市内の小中学校に対して、小中連携を促し、交流を多くすることで、垣根を低くすることや、「志の風」を通じて、学校での子どもたちの良いところを発信することで、学校、保護者及び地域との連携が更に深まることを期待する。

今回、外部評価の対象となった6つの事業については、教育委員会の自己評価は5つがAであり、外部評価委員会としても継続妥当であった。自己評価がBであった事業の見直しも含め、今後も、引き続き課題解決の検討に努め、より事業効果が高められるよう、更なる事業充実を期待したい。

## 5 令和3年度 教育委員会委員名簿

志布志市教育委員会 所在地：志布志市志布志町志布志二丁目1番1号							
(令和4年4月1日現在)							
職名	氏名 職業	任期回数	当初任命日	現在の任期	女性委員	保護者	備考
教育長	福田裕生 公務員	1	R3. 2. 24	R03. 2. 24～ R06. 2. 23			
委員 (職務代理者)	松原治美 会社役員	5	H18. 2. 24	R04. 2. 24～ R08. 2. 23			
委員	島津陽亮 会社役員	2	H28. 2. 24	R02. 2. 24～ R06. 2. 23		○	
委員	津町千代子 歯科衛生士	2	H29. 3. 4	R03. 3. 4～ R07. 3. 3	○		
委員	益田裕子 会社員	1	H31. 3. 2	H31. 3. 2～ R05. 3. 1	○		

## 6 各課主要事業の説明及び外部評価

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 教育総務課 | ① 小規模校入学特別認可制度通学委託事業 |
|       | ② 小・中学校特別教室等空調機整備事業  |
| 学校教育課 | ③ 学力向上推進事業           |
|       | ④ 生徒指導推進事業           |
| 生涯学習課 | ⑤ 総合型地域スポーツクラブ推進事業   |
|       | ⑥ 志布志麓庭園整備事業         |

事業名	①小規模校入学特別認可制度通学委託事業		所管課	教育総務課
事業費	予算額	11,393千円	決算額	11,066,953円

(事業概要)

## 1 目的

豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れる中で、学ぶ楽しさと豊かな人間性を培いたいと希望する保護者・児童に一定の条件を付し、市が特認校として指定した学校に、校区外通学の特例として特別に入学(転学)を認める制度。

## 2 事業内容

### (1) 特認校生の推移

当初は、四浦小学校、八野小学校及び出水中学校の3校であったが、平成24年度から田之浦小学校、平成28年度から森山小学校と潤ヶ野小学校が加わった。その後、志布志地域の学校の統廃合等を経て、現在、特認校指定されているのは、田之浦小学校、森山小学校及び潤ヶ野小学校の3校となっている。

特認校生の人数は、平成28年度以降年々増加しており、令和3年度は合計43人が特認校へ通学している。

【特認校生の人数】 ※年度末の人数、( )内は全校数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
田之浦小	1人 (4)	6人 (9)	10人 (16)	14人 (21)	15人 (22)	11人 (20)
森山小	0人 (15)	1人 (15)	3人 (17)	5人 (13)	7人 (14)	9人 (13)
潤ヶ野小	8人 (18)	9人 (24)	15人 (27)	20人 (32)	23人 (31)	23人 (32)
計	9人 (37)	16人 (48)	28人 (60)	39人 (66)	45人 (67)	43人 (65)
児童数に占める特認校生の割合	24.3%	33.3%	46.7%	59.1%	67.2%	66.2%

【就学すべき学校別特認校生の人数】

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
志布志小	4人	6人	12人	20人	23人	22人
香月小	1人	6人	9人	9人	11人	11人
安楽小	4人	4人	5人	5人	9人	9人
通山小	—	—	3人	3人	2人	1人
有明小	—	—	—	2人	—	—
計	9人	16人	29人	39人	45人	43人

【スクールタクシー運行委託料】 (単位:千円)

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
委託料	2,116	3,452	5,459	8,799	11,049	11,067

## 3 反省及び評価点

志布志市総合振興計画後期基本計画策定時に実施した「市民意識アンケート調査結果報告書(令和3年8月)」では、特認校制度に対して、自然の豊かさや小規模校での学びについて肯定的な意見がある一方で、スクールタクシーによる通学については、その必要性や保護者負担を求めていることなどに、否定的な意見が多く見られた。

特認校生の人数は、平成28年度以降年々増加傾向にあるが、特認校生数が、通学タクシーの定員を超え、保護者が送迎を行っている児童もいるため、通学方法の見直しが必要である。また、市全体の児童が減少する中で、特認校生の増加が本来就学すべき学校の学級編制にも影響が出る状況となっている。

## 1 事業内容

事務事業名	小規模校入学特別認可制度通学委託事業
まちづくり方針	5<教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	1 たくましく生きる力を育むまち
施策（基本事業）	1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
目的	豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れるなかで、学ぶ楽しさと豊かな人間性を培いたいと希望する保護者・児童に一定の条件を付し、市が特認校として指定した学校に、校区外通学の特例として特別に入学（転学）を認める制度。
効果	自然豊かな学校の雰囲気の中で、小規模校の特性を生かし、児童一人一人の学習状況や定着状況を的確に把握でき、個別指導含めきめ細やかな学習指導を行っている。また特認校生が神楽等の郷土芸能に積極的に参加しており、地域活性化につながっている。

## 2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活・安全の最低保障に関わる緊急の事業	B	特認校への入学を希望し、現在、通学している児童がいるため必要である。
		B	緊急ではないが、市民ニーズがある		
		C	市民ニーズや緊急性は低い		
目的 妥当性	施策目的達成の手段として妥当か	A	かなり有効な手段である	B	必要な予算を執行し、適切な教育環境を維持しているため、妥当である。
		B	妥当である（ある程度政策達成に貢献している）		
		C	妥当とは言えない（政策達成に貢献していない）		
目的 妥当性	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	市が進める特認校制度であるため、妥当である。
		B	一部、民間で実施可能		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	年々希望者は増加しており、学校や地域の活性化につながっている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	C	市民アンケートにより、通学タクシーについて指定された学校へ通学している保護者からの不公平感の意見もあることから、自己送迎等への移行も検討する必要がある。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	効果を維持した上で経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	B	希望者においては、ほぼ希望どおりに入学しており公平であるが、通学方法については、見直しが必要である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	該当しない		
	総合評価（事業の方向性）	総合評価：B 見直し 特認校制度の実施により、学校、地域の活性化につながっている。また、毎年多くの児童が特認校への通学を希望していることから、今後も継続して本事業を行う必要があるが、通学タクシーについては、市民アンケートにより、指定された学校に通学している保護者からの不公平感の意見もあることから、保護者による自力通学等への見直しが必要である。			

## 3 外部評価

外部委員の意見	保護者が自分の考えで特認校を選ばれたのであれば、送迎についても保護者が責任を持つべきだと考えるので、スクールタクシーについては、自力通学に向けて、段階を踏んで見直しをする必要がある。
---------	---

事業名	②小・中学校特別教室等空調機整備事業		所管課	教育総務課
事業費	予算額	131,840 千円	決算額	130,152,000 円

(事業概要)

## 1 目的

学校施設については、児童生徒の安全を確保するとともに、老朽化した施設の質的整備や学習環境の改善を図っていくことが大きな課題となっている。

また、ここ数年は新型コロナウイルス感染症への対策から長期の臨時休業が実施された場合、その代替として夏季休業の短縮措置が想定されることから、令和3年度は特例臨時交付金を活用し、利用頻度の高い特別教室(音楽室、理科室)へ空調機を設置することで、学習環境を改善し、より良い教育環境の整備を図る。

## 2 事業内容

市内全小・中学校の利用頻度の高い特別教室(音楽室、理科室)に、業務用天吊型の空調機を設置し、学校施設の質的整備を図った。主な財源としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、その他の財源として志基金を充当した。

番号	学校名	音楽室	理科室	備考
1	松山小学校	1室	1室	
2	泰野小学校	1室	1室	
3	尾野見小学校	1室	1室	
4	志布志小学校	1室	1室	
5	香月小学校	1室	1室	
6	潤ヶ野小学校	1室	1室	
7	安楽小学校	1室	1室	
8	田之浦小学校	1室	1室	
9	森山小学校	1室	1室	
10	伊崎田小学校	0室	1室	音楽室は中学校と共用
11	蓬原小学校	1室	1室	
12	野神小学校	1室	1室	
13	有明小学校	1室	1室	
14	通山小学校	1室	1室	
15	原田小学校	1室	1室	
16	山重小学校	1室	1室	
17	松山中学校	1室	1室	
18	志布志中学校	2室	2室	それぞれ2室ずつあり
19	有明中学校	1室	1室	
20	宇都中学校	1室	1室	
21	伊崎田中学校	1室	1室	
	合計	21室	22室	

## 3 反省及び評価点

今回は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する計画で実施設計を行っていたため、その交付金を活用し年度末までに工事発注し、事業を繰越して令和3年6月末までに工事を完成させ、7月1日から使用できた。

今後は、図工室(技術室)、家庭科室等への設置要望も高いため、同様の臨時交付金事業等を活用し、設置を検討していく必要がある。

## 1 事業内容

事務事業名	小・中学校特別教室等空調機整備事業
まちづくり方針	5 〈教育・文化〉文化・財産を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施 策（基本事業）	2 学校教育の充実
目 的	児童が学校生活の大半を過ごす特別教室（音楽室、理科室）に空調機を設置することにより、より良い教育環境の整備を図る。
効 果	児童・生徒が安全で適正かつ良好な学習環境で学べる。

## 2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	児童・生徒の利用頻度の高い特別教室の環境を改善するために、必要な事業である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を99.3%充当、残りは志基金を活用しており、手段としては有効である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	市立の小・中学校は、設置者である市がその学校の経費を負担する。	
	B	一部、民間で実施可能である			
	C	民営化、民間実施が可能である			
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	学習環境の改善がなされており、目標が達成されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	A	各教室1台での運用としてコスト削減につなげているため、これ以上の削減はできない。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	市内全学校の全ての音楽室、理科室に設置したため、公平・公正である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価（事業の方向性）	総合評価： A 実施 令和元年度の市内全学校の普通教室への空調機設置に引き続き、市内全学校の音楽室、理科室への空調機設置が完了し、よりよい教育環境の整備が図られた。 今後はそれ以外の特別教室への空調機設置を検討していくことで、児童・生徒が安全で適正かつ良好な学習環境を整えていく。			

## 3 外部評価

外部評価委員の意見	危険な暑さが続き、子どもたちに空調の効いた教室で学習してほしいと思うので、安全安心な環境のためにも優先して実施していく必要がある。
-----------	---

事業名	③学力向上推進事業		所管課	学校教育課
事業費	予算額	14,885千円	決算額	12,831,999円
(事業概要)				
<b>1 目的</b>				
<p>国や県が実施する各種学力調査を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力の現状についてとらえ、各校に学力向上アクションプランを作成させることで授業改善に役立てる。さらに職員研修を充実させることで、教職員の資質向上を図り、家庭・地域と協働しながら学力定着を図る。</p>				
<b>2 事業内容</b>				
<p>(1) 諸検査等の実施 標準学力検査(NRTやCRT)の実施 知能検査、学習適応性検査の実施</p> <p>(2) 全国学力・学習状況調査の実施(文部科学省事業) 全国の小学6年生、中学3年生を対象に実施</p> <p>(3) 鹿児島学習定着度調査の実施(県事業) 県内の小学5年生、中学1・2年生を対象に実施(令和4年1月18日～19日)</p> <p>(4) 児童生徒の確かな学力の定着に向けた取組 内容 確かな学力の定着に向けた実際の取組について ① 学力向上アクションプランの作成 ② 志学教室 ③ 道徳教育総合支援事業 ④ キャリア教育の推進 ⑤ 幼保小連携の強化 ⑥ 理科観察実験支援事業 ⑦ 小・中連携の強化 ⑧ 小・中一貫教育の研究 ⑨ 鹿児島大学等との連携事業 ⑩ 夏休み学習教室 ⑪ 教職員へのタブレットパソコン導入 ⑫ コミュニティスクール(全小・中学校) ⑬ 中学生英語技能検定実施事業</p> <p>(5) 志学教室(土曜学習教室の開催) 中学生を対象として、数学・英語の教科で土曜学習教室を年16回実施 平成30年度から3会場での実施(松山会場・志布志会場・有明会場) 令和3年度講座申込人数124人 出席率平均50%(令和2年度は153人 出席率平均54.9%) (コロナ感染症対策のため4回中止)</p> <p>(6) 校内研修への指導助言 各学校の校内研修へ参加し、指導案検討、研究授業に対する指導・助言 (指導主事4人で年間延べ35回)(令和2年度は37回) (鹿児島大学教育学部教授等による指導助言 9人年間17回)(令和2年度は年間16回)</p>				
<b>3 反省及び評価点</b>				
<p>(1) 全国学力・学習状況調査において、小学校は全国正答率と同等であり、中学校は全国正答率より5～7ポイントであるが、小・中学校ともに全国との差が縮まっている。鹿児島学習定着度調査においては、小学校・中学校とも県平均以下である。小学校においては、課題解決に必要な情報や条件を読み取る力を更に高め、中学校においては、基礎・基本の定着を図るための継続的な取組が必要である。</p> <p>(2) 志布志市確かな学力向上第2ステージ(R2～6)においては、確かな学力の定着に向けた提言を基に、学校教育・社会教育が連携した学力向上の取組を行っており、児童生徒の学力向上に成果が表れてきている。全国学力・学習状況調査の問題ごとの通過率や誤答傾向を受け、各学校の学力向上アクションプランを改善し、授業改善に役立てるとともに、補充指導や指導法の工夫改善に努めるよう指導していく。</p> <p>(3) 土曜学習教室「志学教室」は、平成30年度より3会場で実施し、参加しやすい環境を整え、土曜日を規則正しく過ごそうとする習慣が定着してきている。しかし、コロナの影響もあり、平均出席率50%であった。内容の工夫及び各学校への部活動の実施時間帯の協力依頼も引き続き行っていく。</p> <p>(4) 鹿児島大学教育学部教授や指導主事が校内研修へ出向き指導助言することにより、各校の研究テーマや授業改善の方策につながった。また、タブレット活用に関する研修を実施することにより、「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では、教員のICT活用指導力の4項目のうち3項目(授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力)において令和2年度より向上が見られた。</p> <p>(5) 国や県が実施する標準学力検査等の結果から、学校間に学力の差がある。また、教科間においても差があるので、個々のつまずきに合わせて全校体制で補充指導の充実を図っている。また授業の充実を図る一方、学校運営協議会の中で学力について協議するなど、地域と共に協働する道筋をつくっていく必要がある。</p> <p>(6) 市内全体で1年111人、2年140人、3年109人の合計360人(43.1%)の生徒が中学校英語技能検定実施事業の助成を利用し英検を受験した。英語を意欲的に学習する生徒の増加につながった。(2級6人、準2級17人、3級72人、4級143人、5級122人)</p>				



## 1 事業内容

事務事業名	学力向上推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化> 伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施策（基本事業）	2 学校教育の充実
目的	国や県が実施する各種学力調査を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力の現状についてとらえ、各校に学力向上アクションプランを作成させることで授業改善に役立てる。さらに職員研修を充実させることで教職員の資質向上を図り、家庭・地域と協働しながら学力定着を図る。
効果	各学力調査の問題ごとの通過率や誤答傾向の分析を通し、各学校の学力向上アクションプランが改善され、授業改善に役立てられている。また、鹿児島大学教授の専門性を生かした授業づくり、ICT支援員によるタブレット活用法研修等により教職員の資質向上が図られた。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	児童生徒に確かな学力を身に付けさせることは、学校教育の課題の一つであり、学力の定着・向上対策への取組は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
目的 妥当性	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	児童生徒の学力の実態を把握し、施策を講じるためには、きわめて有効かつ重要な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
目的 妥当性	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	B	基本的な方針及び施策については市が実施している。標準学力検査(NRTやCRT)や知能検査等は、民間に委ねている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	県の学力に関する調査において通過率を下回る現状であるが、成果が見えつつあり、伸びる可能性が十分にある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	学力検査等の単価は決められており、市としては、これ以上の削減は困難である。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	学力検査等の費用を受益者負担にすることは、公教育の性質上好ましくない。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		<p>総合評価:A実施</p> <p>小学校は県平均を上回っている教科もあり、ここ数年で着実に県との差が縮まっている。今後は「課題解決に必要な情報や条件を読み取る力」を更に高めていく必要がある。中学校は全ての教科において県平均を下回っており、今まで以上に分かる授業の展開に努めるとともに、基礎・基本の定着を図るための継続的な取組が必要である。</p> <p>アンケートよりメディアとの付き合い方についても、各家庭でルール設定をするなどの取組が必要であることが分かった。中学校英語では、中学生英語技能検定実施事業を生かし、英語の学習意欲の向上を図りたい。また、人格の完成を図る上でも、徳育・体育とのバランスに配慮した学力向上は、学校教育の最大の使命であることを念頭に置き、今年度は学力向上推進アドバイザーや情報教育推進アドバイザー、体力向上推進アドバイザーを委嘱するとともに、市独自に推進校を3校委嘱し「学校の力、家庭の取組、地域との支え合い」を合言葉にして取組を推進していく。</p>			

## 3 外部評価

外部評価委員の意見	総合評価にある「学校の力、家庭の取組、地域との支え合い」のとおり、学校、家庭及び地域の三者が協力し合うことで大きな成果があると思うので、引き続き取り組んでいただきたい。
-----------	--

事業名	④生徒指導推進事業		所管課	学校教育課
事業費	予算額	6,674千円	決算額	6,282,642円
(事業概要)				
<b>1 目的</b> 学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、よりよい生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校生の出現の抑止に取り組む。				
<b>2 事業内容</b>				
事業	ねらいや内容		成果等	
スクールソーシャルワーカー配置 (6人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールソーシャルワーカー研修会を毎月開催し、生徒指導に係る問題等の情報を共有するとともにその解決の方策を協議する。</li> <li>・ 各学校における生徒指導に係る問題等の会議に出席し、児童生徒や保護者の相談活動に役立てる。(随時)</li> <li>・ 学校いじめ防止基本方針の定める組織の一員として、いじめの未然防止、早期発見・解決に努める。</li> </ul>		毎月末(全11回) 学校訪問等の回数(年間622回) (R2:648回) 家庭訪問等の回数(年間212回) (R2:259回) 上記の学校訪問・家庭訪問以外(適応指導教室・研修会等)で142回、計976回(R2:計1,037回) ケース会議開催回数(年間11回) (R2:8回) コロナ禍にあり訪問回数は減ったが、家庭訪問や学校の会議、不登校対策連絡会等に参加して情報を共有したり、担当者で打ち合わせたりすることで、学校と連携した取組で、不登校児童生徒の3分の1近くが登校できるようになるなどの改善傾向が見られるようになってきた。	
スクールカウンセラー配置 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県事業(一部市事業)であるスクールカウンセラー(SC)を委嘱、配置する。(倉ヶ崎比奈子SC)</li> <li>・ 臨床心理に関する高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置することで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。</li> </ul>		全小・中学校(年間115回) (R2:87回) 相談回数(252回) (R2:220回) 上記の実績により、不登校や問題行動などの個別の状況に応じた支援方策を助言いただき、児童生徒が安心して学校生活を送れるようになったり、別室登校できたりするなど、状況の改善が図られるケースが増えてきた。	
子どものサポート体制整備事業 (適応指導教室「松風」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校や不登校傾向にある児童生徒に対して適応指導教室(ふれあい教室「松風」)へ通級を推奨し、学校や保護者と連携を図りながら学校へ復帰するための支援を行う。</li> <li>・ 午前は教科学習や自立活動に取り組み、それぞれの課題に応じた学びに取り組ませる。</li> <li>・ 午後は体育館でバドミントン等の運動を通して基礎体力を身に付けさせ、心身の健康にも配慮する。</li> <li>・ 校外での社会科見学や農作物栽培などの農作業など、様々な体験活動を通して豊かな心を育めるようにする。</li> </ul>		通級児童生徒数10人(中学生9、小学生1) (R2:10人 中学生8、小学生2) 不登校で学習する機会が少なかった中学3年生に対して、個に応じた学習支援や生活改善への指導等によって、5人が高校進学を果たすことができた。 自立に向けた農作業や異学年交流の運動、教科学習を行ったり、学校や保護者との繋がりを再構築したりしたことで、小学生と中学生の2人は、在籍学校へ再登校できるようになった。	
生徒指導主任等会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小・中学校の生徒指導担当者が一堂に会し、生徒指導に関する諸問題の共通理解及びその解決を図る機会とする。</li> </ul>		各学校の問題行動への取組等を情報交換、共通理解することで、自校のいじめや不登校への具体的な対策が行われるようになってきている。	
生徒指導に関する月例報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小・中学校の生徒指導に関する問題行動や家庭・地域との連携の状況を月ごとに把握し指導に生かす。</li> </ul>		毎月末学校から報告があることで、問題行動への取組や学校の支援体制等へ具体的に指導することができ、学級崩壊やいじめ問題の解決に繋げることができた。	
<b>3 反省及び評価点</b>				
(1) スクールソーシャルワーカー配置事業を市単独継続事業にしていることで、児童生徒や保護者、学校の実態に応じた訪問活動が充実している。今後も新たな不登校を生み出さないために、取組を継続していく必要がある。 (2) 心理面で悩みを抱える児童生徒の相談や不登校、問題行動等に対する職員の指導方法等に対し、臨床心理士・公認心理師の立場のスクールカウンセラーから指導・助言をいただくことにより、学校・教育委員会がチームとして問題の解決を図ることにつながった。 (3) 適応指導教室においては自立を目指し、コミュニケーション力や体力の向上、生活習慣の改善を図ることができた。中学3年生の進路指導においては、学校と緊密な連携を図りながら、取り組むことができた。 (4) 長期休業中における共通指導項目等を確認し、組織的に指導体制を整えることができた。 (5) いじめや不登校、転出入の状況を月ごとに把握し、各学校の指導の状況や改善状況等について分析し、その後の指導に生かすことができた。 (6) 全ての児童生徒を対象とした「居場所づくり」「絆づくり」に取り組んだが、新たな不登校生の出現がやや増加した。学校と連携した不登校対策に取り組んでいく必要がある。 (7) 子育てに悩んでいる保護者に対し、関係機関と連携・協力したさらなる支援体制が必要である。 (8) 発達障害等の疑いのある児童生徒への対応について、包括連携協定を結んでいる鹿児島大学をはじめ諸関連機関の協力を得て、教員や保護者の研修をさらに充実していく必要がある。				

## 1 事業内容

事務事業名	生徒指導推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>伝統・文化を守り育みく、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標 (施策)	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施 策 (基本事業)	2 学校教育の充実
目 的	学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、よりよい生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校生の出現の抑止に取り組む。
効 果	該当児童生徒を取り巻く諸関係機関との連携が図られ、解決に向けてよりよい方策を模索する態勢が整備できてきた。また、いじめ問題の早期発見、早期解決や新たな不登校の出現の抑止も図られてきた。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	不登校問題は依然として本市の抱える喫緊の課題である。新規の不登校児童生徒が出現しないよう、小中連携や学力の向上、生活習慣の確立に向けて、今後も学校・家庭・地域が一体となって具体策を講じる必要がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A		
	B	一部、民間で実施可能である			
	C	民営化、民間実施が可能である			
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	いじめ問題については早期発見・早期解決が図られ、過去の事案も再調査することができた。しかし、不登校生の出現率・人数が1.93%51人(小0.57%11人, 中4.79%40人)で、昨年度の出現率・人数の1.53%44人(小0.55%13人, 中3.88%31人)より増加したので、減少できるように管理職研修会や生徒指導主任担当者会などで啓発を図る。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		総合評価:A実施 いじめや不登校問題等は、在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題である。また、いつ、どこで発生するかを予測することは大変難しい問題であり、今後も市として継続的で一体的な対応が必要である。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業、適応指導教室「松風」等との関係機関等の連携を深めると共に、専門的な知見を有する大学研究者や状況によっては弁護士からの助言も受けながら、問題の未然防止と初期対応、解決に取り組まなければならない。 また、新たな不登校生出現の抑止や不登校の解消のために、児童生徒のみならず、保護者の支援に地域社会と一体となった取組をさらに進めていく必要がある。			

## 3 外部評価

外部評価委員の意見	他の学校や地域にない市独自の生徒指導に取り組んでいる点は評価できる。更に一人一人を大事にする取組を進めていただきたい。
-----------	---

事業名	⑤総合型地域スポーツクラブ推進事業		所管課	生涯学習課
事業費	予算額	2,300千円	決算額	2,300,000円

(事業概要)

### 1 目的

スポーツの振興や健康増進、体力向上等、生涯を通してスポーツに親しめる環境を整えるため、その活動の中心となる総合型地域スポーツクラブを設立・育成する。

### 2 事業内容

#### 1 会員入会状況

	中学生以下	高校生～64歳	65歳以上	計
正会員	0	16	2	18
活動会員	55	3	15	73
合計	55	19	17	91

#### 2 種目別申し込み状況

種目	コース	人数	回数	人数	期日及び期間	時間	場所
キッズスポーツ元 気塾	香月小	9	20	137	毎週土曜日	10:00～11:00	香月小体育館
	有明小	12	22	179	日(第2土曜日)	13:30～14:30	有明小体育館
	松山小	7	22	107	曜日以	15:30～16:30	松山小体育館
キッズダンス		11	19	218	毎週土曜日(第2土曜日以外)	14:30～15:30	志布志運動公園武道館
ハンドボール教室		12	28	293	毎週土曜日	17:00～20:00	志布志運動公園体育館
リハビリ体操		6	17	51	第1・3水曜日	11:00～12:00	香月公民館
水中ウォーキング		5	34	93	毎週水曜日	19:00～20:00	志布志運動公園屋内温水プール
ノルディックウォーキング		10	33	226	毎週水曜日	9:00～10:30	緑地公園
小計		72		1,304			
ジュニア陸上教室(10回)		21	10	161	5～7月の土曜日(計10回)	10:00～11:30	城山総合公園陸上競技場
ノルディックウォーキング歩き方教室①		28		28	5月9日(日)	9:00～11:00	緑地公園
ノルディックウォーキング歩き方教室②		25		25	10月3日(日)	9:00～11:00	緑地公園
ノルディックウォーキング霧島		10		10	10月31日(日)	9:30～11:30	霧島神宮周辺(霧島神宮、神話の里、神水峡)
ジュニア水泳教室(8回)		45	8	320	7月6日(火)～16日(金)(計8回)	18:00～19:30	有明B&G海洋センタープール
スポーツ鬼ごっこ		5	1	12	6月19日(土)	18:00～19:00	志布志運動公園体育館
第1回職域対抗ミニバレーボール大会(12チーム)		74		74	8月8日(日)	9:00～16:00	志布志運動公園体育館
第2回職域対抗ミニバレーボール大会(18チーム)		112		112	12月12日(日)	9:00～16:00	志布志運動公園体育館
女性のためのスポレク(ヨガ&ピラティス)(4回)		32	4	80	10月30日(土)～11月8日(土)計4回	9:30～11:00	志布志運動公園武道館
小計		352		822			
合計		424		2,126	※人数は延べ人数		

### 3 反省及び評価点

令和3年2月に「レインボー424スポーツクラブ」が設立され、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響がありながらも、定期教室やイベントに延べ2,000人を超える参加があり、当初の目標は概ね達成できた。しかし、教室によっては参加者が少ないものもあったことから、スポーツ教室やイベントの更なる内容の充実を図り、市民それぞれのライフスタイルに合わせたスポーツ活動を楽しむことができる環境を整えていきたい。

## 1 事業内容

事務事業名	総合型地域スポーツクラブ推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	2 多様な志を育むまち
施策（基本事業）	3 スポーツ活動の推進
目的	スポーツの振興や健康増進、体力向上等、生涯を通してスポーツに親しめる環境を整えるため、その活動の中心となる総合型地域スポーツクラブを設立・育成する。
効果	総合型地域スポーツクラブの設立・育成により、生涯を通してスポーツに親しめる環境が整い、市民がこれまで以上にスポーツに親しむことができる。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	市民が生涯を通してスポーツに親しめる環境を整えるために必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	総合型地域スポーツクラブは、誰もが、いつでもどこでも、気軽に、いつまでもスポーツに親しむ環境づくりを目指しており妥当である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	B	クラブの安定した運営のために、一部支援が必要であるが、将来的には自立が必要である。	
	B	一部、民間で実施可能である			
	C	民営化、民間実施が可能である			
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	実施している教室やイベントの内容を更に充実させることで達成できる。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	必要最低限の経費で運営しており、削減することで規模が縮小されてしまう。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	子どもから高齢者向けの教室イベント等を実施しており適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価 (事業の方向性)	総合評価:A実施 市民が生涯を通してスポーツに親しめる環境を整えるために必要な事業である。クラブが安定して運営されることで、多くの市民がスポーツに親しむことができると考える。将来的にはクラブの自立した運営が求められるが、当分は財政面も含めサポートが必要である。			

## 3 外部評価

外部委員の意見	子どもから高齢者まで運動を楽しむということは、高齢者にとって健康寿命を延ばすことにつながるので、非常に期待される。総合評価の中に「将来的にはクラブの自立した運営が求められる」とあるので、将来的な自立に向けて取り組んでいただきたい。
---------	---

事業名	⑥志布志麓庭園整備事業		所管課	生涯学習課
事業費	予算額	80,248千円	決算額	78,839,800円

(事業概要)

### 1 目的

国指定名勝志布志麓庭園(福山氏庭園・天水氏庭園・平山氏庭園)の保存・活用を図る。

福山氏庭園について、「志布志麓庭園活用計画」及び「福山氏庭園主屋修復実施設計」をもとに、主屋及び庭園の保存修理を実施し、利活用を行う。

### 2 事業内容

- (1) 検討委員会  
整備検討委員会（2回） 409,800円
- (2) 業務委託・工事
 

耐震設計業務委託	2,805,000円
防災設計業務委託	495,000円
主屋保存修理等工事監理	3,300,000円
主屋保存修理等工事	71,830,000円
- (3) 工事内容
  - ア 主屋「なかえ」部分  
組立造作、屋根工事、瓦葺き、建具工事等  
耐震補強工事
  - イ 主屋「おもて」部分  
既存柱の根接ぎ、新規補足材の墨付け加工等

### 3 反省及び評価点

「おもて」と「なかえ」からなる福山氏庭園主屋について、「なかえ」部分の復元整備が実施された。福山氏庭園は国指定文化財であるため、庭園に付随する建物は建築基準法の適用除外を受け、耐震基準を満たす必要はないが、一般公開などの活用を見据え、文化財の価値を損なわない範囲で可能な限りの耐震工事を行った。専門家の意見を取り入れながらの耐震設計には、期間を必要とした。

令和6年4月の開館を目指して保存整備を進め、歴史遺産の活用を図りたい。

## 1 事業内容

事務事業名	志布志麓庭園整備事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	3 文化を守り・育み・つなげるまち
施策（基本事業）	2 伝統文化の保存・継承及び歴史的文化遺産の保存・活用
目的	国指定名勝志布志麓庭園(福山氏庭園・天水氏庭園・平山氏庭園)の保存・活用を図る。福山氏庭園について、「志布志麓庭園活用計画」及び「福山氏庭園主屋修復実施設計」をもとに、主屋及び庭園の保存修理を実施し、利活用を行う。
効果	整備により貴重な歴史遺産が保存され、市民への周知、郷土教育等での活用が行われ、観光資源として活用される。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	建物の老朽化が進み、緊急に保存整備を図る必要があった。早急に整備を完了し、公開活用する必要がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	建物を含む庭園の保存整備として妥当であり、歴史遺産の活用として有効である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	市所有の文化財であり、市が実施する必要がある。	
	B	一部、民間で実施可能である			
	C	民営化、民間実施が可能である			
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	将来の公開活用に向け、着実に進んでいる。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	歴史遺産の復元整備のため、費用と時間を要する。国補助金を導入して実施している。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	特定文化財の整備のため、対象の変更は不可能である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価(事業の方向性)	総合評価:A実施 貴重な歴史資産を保存活用し、次世代へ引き継いでいくために必要な事業である。令和6年4月の公開活用を目指しており、公開後の利活用により、観光まちづくりに資することが見込まれている。			

## 3 外部評価

外部委員の意見	歴史のまちづくりと観光での利活用と両方考え、継続的に推進していただきたい。特に観光に特化した取組が必要である。
---------	---

## 7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、志布志市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年3月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月25日教委告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この告示による改正後の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は適用せず、この告示による改正前の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は、なおその効力を有する。



## 8 志布志市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

任期 令和4年4月1日～令和5年3月31日

番号	氏名	適用
1	下戸 勝一	第3条第2項による
2	上村 裕治	第3条第2項による
3	小窪 久美子	第3条第2項による
4	蛭名 省子	第3条第2項による
5	草ノ瀬 広行	第3条第2項による

